

久留米市公告第160号

令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年6月12日

久留米市長 原口 新五

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借
- (2) 業務場所：久留米市城南町15番地3（久留米市庁舎19階 委員会室）
- (3) 業務内容：「令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借仕様書」のとおり
- (4) 賃貸借期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
ただし、当市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、
当市はこの契約を解除することができる。
- (5) 予定価格：月額8,580円（うち消費税及び地方消費税の額780円）

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 市内の本店または営業所に技術者を1名以上有する者。
- (2) 令和2・3・4年度久留米市競争入札参加資格（物品）を有する者で、OA機器を優先順位の1位としている者。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 契約条項を示す場所

議会事務局 議事調査課（久留米市庁舎18階）

4. 入札参加資格の確認

「令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領のとおり

5. 入札方法

「令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

6. 開札

- (1) 日 時：令和5年7月11日（火） 14時00分
- (2) 場 所：久留米市庁舎 19階 第1委員会室
- (3) その他：「令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第6条及び第7条による。

(2) 契約保証金

契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上。但し、規則第27条に該当する場合は免除する。

8. 入札の無効

「令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領のとおり

9. その他

- (1) 「令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借」に関する条件付一般競争入札実施要領、及び「令和5年度久留米市議会パソコン機器導入賃貸借」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領の閲覧は、議会事務局 議事調査課（久留米市庁舎18階）及びインターネット上の本市公式ホームページにて掲載。
- (2) 売主してのリース会社を介して賃貸借契約をする場合は、本市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

10. 事務局

久留米市議会事務局 議事調査課